

和水町定住促進補助金交付事業

和水町の定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに住宅を取得し居住される方に対して補助を行います。事業の詳細については、次をご覧ください。

◆補助金の交付対象者

- ① 一般世帯 次の②、③、④以外の世帯
- ② 若者世帯 町内在住で、いずれも50歳未満の夫婦の世帯または小学生以下の子を扶養する者がいる世帯
- ③ 町外居住者本町外に1年以上居住し、かつ、本町内に転入しようとする者または転入した日から1年以上経過していない者で、次のいずれかに該当するもの
ア 65歳以下の者がいる世帯
イ 小学生以下の子を扶養する者
- ④ 分譲地 藤田さくらタウン分譲地の購入者

1. 定住住宅取得補助金

・令和2年4月1日から令和4年3月31日までに住宅を取得（新築又は新築建売住宅購入）し、速やかに住宅に居住し、引き続き5年以上定住する方

区分	一般	若者	町外者	分譲地
補助額	25万円	50万円	50万円	50万円

※住宅とは、1戸建て又は店舗付き住宅であって、住宅の用に供する部分の面積が50㎡以上で、かつ、居室、台所、トイレ及び風呂の設備を有しているもの。プレハブ等の簡易な住居は除く。

2. 子育て支援加算金

・「定住住宅取得補助金」対象者で、同居する親族に、中学生以下の者がいる場合

区分	一般	若者	町外者	分譲地
補助額	—	20万円/人	20万円/人	20万円/人

3. 町内事業者利用加算金

・「定住住宅取得補助金」対象者で、町内の住宅建築請負業者の施工により新築した場合

区分	一般	若者	町外者	分譲地
補助額	—	—	—	50万円

4. 新幹線通勤定期券購入補助金

・新幹線通勤定期券の一月当たりの価額から通期手当の額を差引いた額の1/2以内の額

区分	一般	若者	町外者	分譲地
補助額	3万円/月	3万円/月	3万円/月	3万円/月

問い合わせ 和水町役場 まちづくり推進課 地域振興係
〒865-0192 玉名郡和水町江田3886
電話番号 0968-86-5721 E-MAIL msui@town.nagomi.lg.jp

和水町定住促進補助金の申請手続き等について

定住促進補助金の申請から交付までの流れは次のとおりとなります。

時 期	提出書類	備 考
新築住宅の工事請負契約 又は住宅売買契約後	様式第1号 「交付申請書」の提出	【添付書類】 ・工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し ・住民票謄本（申請時の世帯員の状況がわかるもの） ・位置図、配置図、平面図及び立面図 ・世帯の町税等の納税証明書

※申請期限は、住宅取得日又は建築確認申請日若しくは住宅売買契約日から6ヶ月以内、町外居住者に限り1年以内となります。

↓

交付申請書類の審査後、【町】から「交付決定通知書」を送付

↓

新築住宅取得後の不動産 の <u>登記完了後</u>	様式第3号 「実績報告書」の提出	【添付書類】 ・建物の登記事項証明書 ・住民票謄本（新築住宅取得後、新居での世帯員の状況がわかるもの） ・住宅の全景写真
-------------------------------	---------------------	---

↓

実績報告書類の審査、現地確認の後、【町】から「交付確定通知書」を送付

↓

「交付確定通知書」の受 領後	様式第3号 「請求書」の提出	・補助金の振込先口座の記載
-------------------	-------------------	---------------

↓

請求書受領後、「和水町定住促進補助金」の振り込み